

欧州統一特許制度及び欧州統一特許裁判所: クイックガイド

欧州統一特許制度及び欧州統一特許裁判所は、欧州の特許制度に関するこの40年間で最大の改革です。このクイックガイドでは、幾つかの重要ポイントを要約しています。詳しい情報やアドバイスに関しては、電子メール upc@dehns.com でお問い合わせいただくか、こちらの [Dehns UPC](#) サイトをご覧ください。

欧州特許の取得、履行、保護に関する根本的な変更

現行の制度の下で欧州特許庁 (EPO) によって欧州特許が付与される際は、各国の個別の特許権の「束」(bundle) となっています。「従来型」の欧州特許は、各国裁判所の管轄の対象となります。

欧州統一特許制度では、新たな選択肢が提供されます。欧州特許が付与される時点で、「単一効」特許を要請することができます。これは、この制度に参加する全ての国で有効な単一特許 (統一特許) になります。統一特許は、単一の国際裁判所である欧州統一特許裁判所 (UPC) の管轄権に属します。

参加国は？

EPO 制度の締約国は 38カ国ですが、欧州連合 (EU) 加盟国はこのうち 28カ国に留まっています。統一特許は EU 諸国のみで有効で、統一特許は当初は 13 の EU 加盟国のみで適用されます。この 13 カ国には英国、ドイツ、フランス、オランダ、イタリアが含まれます。さらに多くの国がこの制度に参加することが期待されています。

置き換えではなく、並行制度

本制度に参加する EU 加盟国では、この統一特許制度は既存の「従来型」欧州特許制度と並行して運用され、これまでと同じ EPO 申請・審査プロセスが用いられます。EPO が特許を付与する用意がある場合、申請者は全ての本制度参加国に適用される統一特許か、またはこれらの国々の一部または全部における国別特許の「束」を選択することができます。

「従来型」欧州特許制度によって、この新制度への非参加国における特許も保護されます。

費用削減の可能性

「従来型」欧州特許では、特許付与後に特許を有効に保つために各国での特許料の支払いが必要です。統一特許では、毎年1回の更新料のみの支払いが必要になります。これは「従来型」欧州特許の束を4カ国で維持する費用と同等額になります。統一特許に必要な翻訳も、「従来型」欧州特許の翻訳よりも場合によってはより簡単になります。従って、統一特許では、状況次第では特許期間全般で費用削減の可能性がります。

訴訟の場合の単一裁判所

「従来型」欧州特許とは異なり、統一特許の訴訟を本制度に参加する EU 加盟国の各国法廷において提起することはできません。その代わりに、統一特許裁判所(UPC)が専属管轄権を有します。これにより、異なる法制度を有する異なる国で特許訴訟を提起する必要性や、矛盾する判決が下される可能性が排除されます。

UPC は、欧州全域に管区を有する複雑な構造になります。異なる管区は異なる案件を管轄し、個々の案件を管轄する管区は、スペースの都合上ここでは詳細を述べませんが多くの要素に左右されることとなります。しかしながら、通常は UPC の中央部(ロンドン、パリ、ミュンヘンに支部を置く)を選択することが可能であること、また訴訟内容によっては中央部が既定裁判地となることにご留意ください。

大まかに言うと、ロンドンは医薬品及び生命科学、ミュンヘンは機械工学、パリは物理及び電子工学を含む残りの案件を管轄します。

審理のスピードアップ

UPC での訴訟は、通常は口頭審理が行われるのは1日のみで、それ以外は主に書面で行われます。手続の開始から終了までは、12~15カ月かかり、口頭審理後 6 週間以内に最終判決文が出されます。これは、多くの国の制度における裁判よりも大幅に迅速化されています。

UPC での代理人

欧州特許弁理士は、国籍の制限なく UPC のどの場所でも両当事者の法的手続きの代理人となる資格があります。これは、例えば英国籍の欧州特許弁理士は、EU 加盟国におけるどの裁判所においても、法的手続きを行う資格があることを意味します。

多くの場合、UPC での法的手続きの言語は英語です。また、UPC は英国の英米法(コモン・ロー)と欧州の大陸法の要素を両方取り入れています。従って、UPC での法的手続きにおいて、英国と欧州両方の特許弁理士資格を有する当デーンズ事務所の特許弁理士は、この点で特に適格であると言えるでしょう。

「従来型」の欧州特許に関わる管轄権

UPC は、既に付与されているか、現在審理中であるかを問わず、「従来型」の欧州特許に関わる管轄権も有しています。このことは、EPO 異議申立手続終了後も、UPC を介して「従来型」欧州特許の中央的取消が可能であることを意味します。

7 年間の移行期間中は、UPC の管轄権を「オプトアウト(適用除外)」して、「従来型」特許を各国の管轄とすることが可能です。後に特許保有者がその特許を UPC の管轄とすることを決定した場合は、オプトアウトを撤回することができます。オプトアウトは裁判所に登録する必要があり、特許申請を審理中であっても登録は可能です。統一特許をオプトアウトすることはできません。「従来型」の欧州特許のみが可能で



Contact Dehns

T: +44 (0)20 7632 7200

E: mail@dehns.com

W: www.dehns.com

Copyright 2017. The information in this document is necessarily of a general nature and is given by way of guidance only. Specific legal advice should be sought on any particular matter. Dehns accepts no responsibility whatsoever for any action taken or not taken on the basis of the information contained herein. Last updated February 2017.